

12月定例会のあらまし

地域主権改革一括法に伴う 条例制定・一部改正を可決

12月定例会は、11月28日から12月21日まで開かれました。

市長から条例の制定・一部改正、一般会計補正予算など23件が提案され、すべて原案どおり可決しました。

また、議員より会議規則の一部改正、委員会条例の一部改正議案が提出され採決の結果、全員賛成で可決、さらに国への意見書提出議案が出され、採決の結果、賛成多数で可決しました。

そのほか、請願11件、陳情4件を審議し、請願11件を不採択、陳情4件を採択と決定し、24日間の会期を閉じました。

地

域主権改革一括法の施行に伴い、関係する八つの条例が制定、

二つの条例が改正されました。これまで国が政令または省令で定めていた施設や設備の運営、人員などに関する基準を、地域の実情を踏まえて市が定めることとなりました。

あ

ま市文化の杜の指定管理業務が今年度で

終了することにより、新たな指定管理者の指定が行われました。（4、5ページに掲載しています。）

一

般会計の補正予算を可決しました。

6586万3千円を減額し、261億8841万7千円としました。減額された主なものは、職員人件費が1億5369万2千円の減額、国民健康保険と後期高齢者医療の両特別会計への繰出金が合わせて712万8千円の減額です。増額された主なものは、自立支援介護給付費等事業費が4343万4千円の増額、保育所緊急整備事業費補助金が1349万4千円の増額などです。（3ページに掲載しています。）

任

期満了を迎える人権擁護委員候補者の推薦については、

近藤千江子氏（再任）、木下万里子氏（新任）、迫田百合子氏（新任）を適任と答申しました。

一

般質問は、12月5日に行われました。

26人の議員のうち、12人が登壇。市の行政全般について多岐にわたる質問が出されました。（質問の内容は6ページから11ページに掲載しています。）